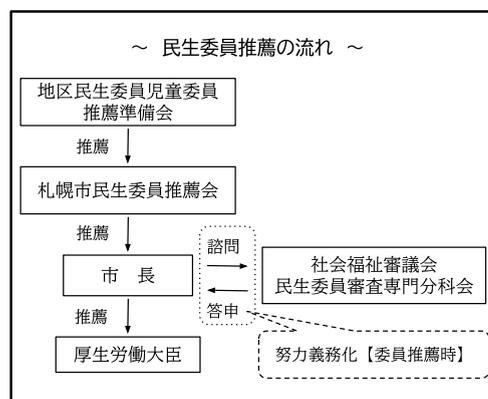


民生委員審査専門分科会の審議手法の見直しについて

1 見直しの背景と課題

平成25年の民生委員法の改正により、民生委員推薦時における民生委員審査専門分科会の意見聴取が義務から努力義務に変更され、審議手法の見直しや地域の実情に応じた運用が可能となった。

札幌市では、法改正後も審議手法を変えず分科会を開催していたが、主に以下の課題が生じたため見直しを行うこととしたもの。



■分科会にて生じた課題

- ・推薦適否の難しさ：分科会では書面審査のみとなる上、個人情報保護の観点から候補者調書の情報も限定され、推薦適否の判断が難しい。
- ・独自の視点の難しさ：民生委員推薦会と同じ資料を基に判断するしかないので、分科会独自の視点による意見表明が難しい。

2 見直しの内容

上記課題の改善に加えて推薦事務の効率化を計るため、3年に1度の一斉改選時や欠員補充時に開催する分科会の審議手法を下表のとおり見直すことについて、令和7年7月22日に開催した分科会にて承認を得た。

※ 令和7年12月1日付け一斉改選に係る分科会から見直し後の手法を適用。

	従来	見直し後
一斉改選	集合開催 推薦会と同じ資料を用い審議	開催 推薦会で疑義が生じた候補者を中心に追加調査した資料を加えて審議 ※ 国が一斉改選時の分科会開催を推奨 ※ 疑義のある候補者がいない場合は書面開催
欠員補充	集合開催 推薦会と同じ資料を用い審議	不開催（基本） 推薦会で疑義が生じた候補者がいる場合は開催し追加調査した資料を加えて審議 ※ 不開催を基本とすることで、地域の推薦作業や推薦会の調査に係る時間を確保。
再推薦 解囑	集合開催 ※ 前例なし	開催 ※ 事案の重要度や意思決定の迅速性に鑑み、集合、オンライン、書面による開催を判断。